

相模川および多摩川における流域減災対策
協議会活動方針および活動スケジュール
【議事資料】



資料一 1

国水河計第 78 号
平成 28 年 10 月 7 日

山梨県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いいたします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知お願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



国水河計第 79 号
 国水環第 55 号
 国水治第 76 号
 国水防第 203 号
 平成 28 年 10 月 7 日

山梨県 県土整備部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川計画課長



河川環境課長



治水課長



防災課長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等
 管理河川での取組の進め方について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川の取組については、平成 28 年 10 月 7 日付 (国水河計第 78 号) において水管理・国土保全局長から通知したところですが、協議会の進め方等については、別紙を参考とされるようお願いします。

なお、本取組を進めるにあたっては、貴都道府県・政令指定都市の関係する部局とも十分連携されるようお願いします。

また、国土交通省としても取組を支援するため、各地方整備局等に相談窓口を設置したので十分相談のうえ取り組まれるようお願いします。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での
取組の進め方について

一 取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

二 協議会等の進め方

1 協議会の設置

- (1) 都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水浸水想定区域が指定されている洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進する。
- (2) 対象となる河川が多くなることを踏まえ、総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置する。

2 協議会等の構成員

- (1) 関係する都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加する。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加する。また、市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加する。
- (2) 協議会等には、全国を取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画する。

3 協議会等において実施する事項

協議会等では以下の内容について別添の国管理河川の進め方を参考として取り組むこととする。留意点等の詳細については、各協議会等での検討状況等も踏まえ逐次連絡する。

- ① 現状の水害リスク情報や取組状況の共有（洪水浸水想定区域、情報伝達、避難計画等に関する事項等）
- ② 地域の取組方針の作成（概ね5年以内で実施する取組内容）
- ③ フォローアップ

三 協議会等の取組スケジュール

1 協議会等の設置

平成29年度出水期までを目途に協議会等を設置し、現状の水害リスク情報や取組状況の共有を図ることを目標とする。

2 「地域の取組方針」の作成

平成29年度末までを目途に各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項をとりまとめることを目標とする。

四 都道府県等管理河川の取組に関する相談窓口

都道府県等管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局等の地域河川課等に設置するので十分に相談のうえ取組を進める。

<参 考>

国管理河川における協議会での取組内容

1. 協議会等において実施する事項

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、以下の例を参考として、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング
- ・避難勧告等の発令基準
- ・避難場所・避難経路
- ・住民等への情報伝達の体制や方法
- ・避難誘導體制 等

② 水防に関する事項

- ・河川水位等に係る情報提供
- ・河川の巡視区間
- ・水防資機材の整備状況
- ・市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 等

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

- ・排水施設、排水資機材の操作・運用
- ・ダムの危機管理型の運用 等

④ 河川管理施設の整備に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 等

(2) 地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針（以下「地域の取組方針」という。）を作成し、共有する。

(3) フォローアップ

毎年、協議会等を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

2. 地域の取組方針の内容等

以下の事項を地域の取組方針に記載することを基本とする。

(1) 現状の取組状況

共有した現状の減災に係る取組状況等について記載する。

(2) 減災のための目標

概ね5年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標を記載する。

(3) 取組内容

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項について、以下の例を参考に必要な事項を記載する。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定
- ・隣接市町村における避難場所の設定
- ・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知
- ・ハザードマップの改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知
- ・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・水位計・CCTVの整備
- ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫
- ・防災ステーションの整備
- ・避難経路の整備 等

2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の見直し
- ・水防に関する広報の充実
- ・水防資機材の整備
- ・水防訓練の充実 等

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・施設の関係者への情報伝達の充実
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実 等

3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組

- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
- ・排水施設の整備及び耐水化
- ・ダムの危機管理型の運用方法の高度化 等

平成27年9月 関東・東北豪雨災害

平成27年12月 「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について
～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申)

みずぼうさい いしきしゃかい さいこうちく

「水防災意識社会 再構築ビジョン」(策定)

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、
全ての直轄河川とその沿江市町村において、平成32年度を目途に
水防災意識社会を再構築する取組を行う。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を
新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を
一体的・計画的に推進する。

想定最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域図の見直し

平成28年8月 北海道・東北地方を襲った台風による豪雨災害

中小河川において甚大な被害が発生

平成29年1月 「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」(都道府県河川への拡大)

山梨県管理河川における取組

富士川流域……既存の直轄協議会の枠組みを活用
相模川・多摩川流域……富士・東部建設事務所で協議会を設置

市町村等と「地域の取組方針」を議論していく



主な検討内容

○水位周知河川の拡大

想定氾濫区域内の人口や資産、過去の浸水実績、
市町村の意見・要望などを総合的に勘案し選定する。

○水害の危険性を周知する河川の選定

過去の水害実績から「水害の危険性を周知する
河川」を選定し、水害リスクについて市町村と情報
の共有化を図る。

○洪水浸水想定区域図の作成

新たな水位周知河川の洪水浸水想定区域図を
作成し、地域住民に水害の危険性の周知を図る。

○ハザードマップの作成支援

住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップ
となるよう市や町に対して指導・助言を行う。

○タイムラインの策定支援

荒川や塩川など氾濫の危険性が高く、河川管理上
重要な河川について、市や町と連携し取り組む。

○ホットラインの運用

本年4月から「山梨県河川情報等ホットライン」の運用を
試行。

新たな水位周知河川について、対象市町村とホットライン
の構築を図る。

○流下能力向上対策の実施

築堤や護岸工等を整備し、治水安全度の向上を
継続的に推進。

○危機管理型ハード対策の検討

堤防天端の保護や堤防裏法尻の補強等、決壊までの
時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する
対策の検討を行う。

○重要水防区域の解消

堤防高不足や堤防断面不足等の重要水防区域の
解消を図る。